

令和8年度 穴水小学校施設新築事業地質調査業務委託

(総則)

- 第1条 本仕様書は、「令和8年度 穴水小学校施設新築事業地質調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、「穴水町業務委託契約約款」、「石川県地質・土質調査業務共通仕様書」（令和5年1月 石川県土木部、石川県農林水産部）、土質調査法（土質工学会）、建築基礎設計のための地盤調査計画指針（日本建築学会）、その他関係示方書及び調査職員の指示に従い実施するものとする。
- 3 本業務着手前に本仕様書を十分理解し、疑義が生じた場合は調査職員の指示によるものとする。

(業務目的)

- 第2条 本業務は、令和8年度 穴水小学校施設新築事業に資するため、第6条 2 試験等に示す業務を行うものとする。

(契約変更)

- 第3条 本業務の数量は、別記業務数量表のとおりとするが、数量等に変更が生じた場合には、委託者及び受託者協議のうえ契約変更の対象とする。

(打合せ)

- 第4条 本業務の実施に伴う打合せは、主に次の段階に行うものとする。
- 調査職員が指定する時期。
- 2 当初打合せ及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

(疑義)

- 第5条 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議を行うものとする。

(業務内容)

- 第6条 地質調査業務については、次のとおりとする。

1 共通事項

- (1) 本委託業務を実施する敷地は別添図面のとおりとする。
- (2) 試験位置の決定は、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 試験の開始深度は、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (4) 敷地内の踏み荒らし、伐採等については、必要最小限に留めるものとし、試験終了後の原形復旧等は全て受託者により行うものとする。

2 試験等

◎機械ボーリング

- (1) オールコアボーリング（孔径 66mm）及びノンコアボーリング（孔径φ66mm 及び孔径φ86mm）とする。
- (2) ボーリングマシン及び各種機材の運搬方法は、現地状況を踏まえ、調査職員と協議の上決定するものとする。
- (3) 作業終了後のボーリング孔は、セメントで充填し埋戻しを行うものとする。

◎標準貫入試験

- (1) 試験方法及び器具は、JIS A 1219:2023（標準貫入試験方法）によるものとする。
- (2) 試験は、原則として1 mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
- (3) 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
- (4) サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

◎孔内載荷試験

- (1) 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ポアホールジャッキ試験」によるものとする。
- (2) 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
- (3) 測定 孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。（1）点検とキャリブレーション 試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。
- (4) 試験孔の掘削と試験箇所の確認 試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。
- (5) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。
- (6) 最大圧力は2.5MN/m²（普通載荷）とする。
- (7) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。
- (8) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m² ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

◎室内土質試験

設計・施工に必要な地盤の工学的特性を把握するために標準貫入試験試料、サンプリング試料を用いて室内土質試験を実施するものとする。

室内土質試験項目及び試験数量は業務数量表のとおりとする。また、採取位置等は調査職員と協議すること。

なお、試験項目および数量について変更の要素がある場合も調査職員と事前に協議すること。

3 地質解析業務

(1) 標準貫入試験等の資料をもとに、次の解析検討項目について行うものとする。

- ① 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - 関係文献の収集と検討
 - 調査地周辺の現地調査
- ② 資料整理取りまとめ
 - 各種計測結果の評価及び考察（異常データのチェックを含む。）
 - 資料の観察
 - 地質調査整理資料（現場作業状況写真共）の作成及び所見取りまとめ
- ③ 断面図等の作成
 - 地層及び土性の工学的判定
 - 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
- ④ 総合解析とりまとめ
 - 調査地周辺の地形・地質の検討
 - 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
 - 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

試験結果及び保存用試料は、JIS A1219（標準貫入試験方法）に基づいて作成した成果物を提出するものとする。

（電子納品に関する基準）

第8条 本業務は、電子納品対象業務である。なお、電子納品に関する基準は「石川県電子納品運用ガイドライン（石川県・令和4年4月）」（以下、「石川県ガイドライン」という。）による。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

（成果物及び部数）

第9条 提出すべき成果物及び部数は、次に示すとおりとする。なお、事業報告書には共通仕様書に掲げる内容を取りまとめるものとする。

区 分	規格	部数	備 考
事業報告書	A 4 版	2 部	調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
電子データ	C D	2 部	上記資料

（業務カルテ作成・登録）

第10条 受託者は、契約時において、契約金500万円以上の業務について、契約後14日以内

に「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえで調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に登録しなければならない。

2 受託者は、次のいずれかの事項を変更する場合、変更があった日から14日以内に、変更登録を行わなければならない。

(1) 契約金額

(2) 履行期間

(3) 技術者（管理技術者、主任技術者、担当技術者）

3 受託者は、業務の完了後14日以内に完了登録を行わなければならない。

4 登録した業務カルテの内容に誤りがあった場合、受託者は、適宜、訂正手続きを行わなければならない。

5 受託者は、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」が届いた時は、その写しを調査職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合は、この限りではない。

6 登録費用については、諸経費に含まれるものとする。

業務数量表
(地質調査)

NO.	試験等の種別	試験地(地番)	調査深度 (m/ヶ所)	調査箇所数 (ヶ所)	合計長さ(m)
1	オールコアボーリング φ66mm(※1)	別添配置図の通り	5	10ヶ所	50m
2	ノンコアボーリング φ66mm(※1)	別添配置図の通り	11	2ヶ所	22m
3	ノンコアボーリング φ66mm(※1)	別添配置図の通り	16	8ヶ所	128m
4	ノンコアボーリング φ86mm(※2)	別添配置図の通り	3.5	2ヶ所	7m
計					207m

※1 標準貫入試験を含む。

※2 孔内載荷試験(普通載荷(2.5MN/m²以下))及びシンウォールサンプリングを含む。

(土質試験)

各試験について2試料を試験することとする。

- ・土粒子の密度試験JIS A 1202 1試料につき3個
- ・土の含水比試験JIS A 1203 1試料につき3個
- ・土の粒度試験JIS A 1204 沈降分析
- ・土の液性限界JIS A 1205 1試料につき4～6点
- ・土の塑性限界試験JIS A 1205 1試料につき3個

- ・土の湿潤密度試験JIS A 1225 1 試料につき 3 個
- ・土の一軸圧縮試験 1 試料につき 2 供試体
- ・土の圧密試験JIS A 1217 1 試料につき 1 供試体

(細粒分含有率試験)

10 試料を試験することとする。

- ・細粒分含有率試験JIS A 1223